# 資料編

# 1 環境行政

### 資料 1-1 環境行政の推移資料

資料 1-1 環境行政	
年月日	主要事項
H16. 10. 12	市制施行(人口:105,464 人 世帯数:41,648 世帯)
H17. 2.16	(「京都議定書」発効)
2. 22	薩摩川内市環境審議会設置(21名に委嘱)
6. 1	(外来生物法施行)
9. 1	薩摩川内市一般廃棄物計画生活排水処理基本計画策定
10. 22	環境フェア開催(鹿児島純心女子大学)
11. 8	藺牟田池がラムサール条約湿地登録
H18. 4. 1	騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法に基づく地域の指定等の告示(市告示第152号(騒音)、
	第 153 号(振動)、第 154 号(悪臭))・・・県からの権限移譲
6. 1	川内原子力発電所3号機増設計画に係る環境影響評価の現況調査開始
7. 1	藺牟田池の外来魚リリース禁止に係る規制開始
9. 19	入来都市計画用途地域の環境基準の類型指定(県告示第 1437 号)
9. 19	飲食店営業等に係る音響機器の使用制限区域の指定(変更)(県告示第 1438 号)
10. 10	薩摩川内市一般廃棄物計画ごみ処理基本計画策定
10. 20	新幹線騒音に係る環境基準の類型指定(変更)(県告示第 1601 号)
10. 28	環境フェア開催(鹿児島純心女子大学)
H19. 2.13	薩摩川内市地球温暖化防止実行計画策定
5. 8	公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場の候補地(川永野地区)を公表(鹿児島県)
9. 12	薩摩川内市環境基本計画策定
10. 20	環境フェア開催(サンアリーナせんだい)
H20. 3.12	第1次薩摩川内市役所環境保全率先行動計画策定
3, 28	川内川下流水域(鶴田ダムから河口まで)の水質汚濁に係る環境基準の水域類型指定の見直し
	(県告示第 546 号)
8. 27	公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場に係る市長意見を県知事に提出
11. 15	環境フェア開催(サンアリーナせんだい)
H21. 1. 8	川内原子力発電所3号機増設計画に係る環境影響評価準備書を受理
6. 16	川内原子力発電所3号機増設計画に係る環境影響評価準備書についての市長意見を県知事に提出
10. 24	環境フェア開催(サンアリーナせんだい)
3. 24	川内原子力発電所3号機増設計画に係る環境影響評価書の縦覧終了(環境アセスの手続き終了)
H23. 2.27	環境フェア開催(サンアリーナせんだい)
3. 24	第2次薩摩川内市役所環境保全率先行動計画策定
3. 29	公共用水域に係る環境基準の類型指定(五反田川)(県告示第 362 号)
3. 31	騒音規制法、振動規制法に基づく地域の一部指定見直しの告示 (東共三第150 号、(野主) (東共三第150 号、(野主) (東共三第150 号、(野主) (東共三第150 号、(野主) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京
4 14	(市告示第169号(騒音)、第170号(振動))
4. 14	公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場に係る環境保全協定を締結
H24. 2.10 3.30	環境保全条例による規制の対象等について薩摩川内市環境審議会に諮問 騒音に係る環境基準の類型指定(市告示第 216 号)
4. 1	瀬首に除る泉見基準の規至相定(旧古小弟 210 方)   汚泥再生処理センター供用開始
5. 21	環境保全条例による規制の対象等について薩摩川内市環境審議会から答申
3. 25	悪臭防止法に基づく地域の指定等を改正する告示(市告示第 125 号) 薩摩川内市環境保全条例施行(H24.9.13 公布 市条例第 38 号)
H25. 4. 1	薩摩川內市環境保全条例施行規則施行(H24. 10. 1 公布 市規則第 34 号)
4. 1	
4. 1 7. 1	
1. 1	

## 2 大気環境

#### (1) 環境基準・規制基準

#### 資料 2-1 大気環境に係る環境基準

項 目	ルーパの現 <del>児本作</del> 環 境 基 準	環 境 基 準 の 評 価 方 法			
二 酸 化 硫 黄 (SO <sub>2</sub> )	1時間値の1日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1時間値が 0.1ppm 以下であること。	【長期的評価】 年間の1日平均値のうち、高い方から2%範囲内にあるもの(365日分の測定値がある場合は7日分の測定値)を除外した後の最高値(2%除外値)を、環境基準と比較する。ただし、環境基準値を越える日が2日以上連続した場合には非達成と評価する。			
二 酸 化 窒 素 (NO <sub>2</sub> )	1 時間値の1日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下で あること。	【長期的評価】 年間の1日平均のうち、低い方から 98%に相当するもの (98%値) を環境基準 (0.06ppm) と比較して評価する。			
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> 以下 であり、かつ、1時間値が 0.20mg/m <sup>3</sup> 以下 であること。	【長期的評価】 年間の1日平均値のうち、高い方から2%範囲内にあるもの(365日分の測定値がある場合は7日分の測定値)を除外した後の最高値(2%除外値)を、環境基準と比較する。ただし、環境基準値を越える日が2日以上連続した場合には非達成と評価する。			
一 酸 化 炭 素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	【短期的評価】 測定を行った日についての1日平均値、8時間平均値、又は各1 時間値を環境基準と比較して評価を行う。			
光化学オキシダント (0 <sub>x</sub> )	1時間値が 0.06ppm 以下であること。				
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m³以下であること。				
トリクロロエチレン	1年平均値が 0.2mg/m³以下であること。				
テトラクロロエチレン	1年平均値が 0.2mg/m³以下であること。				
ジクロロメタン	1年平均値が 0.15 mg/m³以下であること。				
微小粒子状物質 (PM2.5)	1年平均値が 15 μ g/m³ 以下であり、かつ 1 日平均値が 35 μ g/m³以下であること。	【短期的評価】 年間における1日平均値のうち、低い方から 98%に相当するもの (98%値) で評価する。 【長期的評価】 1年平均値について評価する。			

<sup>※</sup> 環境基準の評価は、一般に、二酸化硫黄・二酸化窒素・浮遊粒子状物質については健康に慢性影響を及ぼすことから長期的評価、一酸化 炭素・光化学オキシダントについては急性影響を及ぼすことから短期的評価が使われている。

#### 【光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針】

非メタン炭化水素

午前6時から9時までの3時間平均値が0.20ppmCから0.31ppmCの範囲にあること。

#### 資料 2-2 硫黄酸化物の排出基準

次の式により算出した硫黄酸化物の量(K値規制方式)

 $q = K \times 10^{-3} \times He^{2}$ 

q : 硫黄酸化物の量 (Nm³/h)

K:地域ごとに政令で定められた数値

(川内地域:11.5 川内地域以外:17.5)

He:補正された排出口の高さ(m)

※ K値は、3.0~17.5の間で16ランクに分けられ、小さい値ほど厳しくなる。川内地域は、11.5で16ランク中13ランクにあり、九州では、八代市、水俣市と同じ値。

資料 2-3 ばいじんの排出基準(抄)

令別表 第1の 番 号	ばい煙発生施設	規模	排出基準 (g/Nm³)	備考		
	ボイラー(ガス専焼)	排出ガス量4万 Nm³/h 未満 排出ガス量4万以上	0. 10 0. 05			
1	ボイラー (液体専焼又は、ガス液体混 焼)	排出ガス量1万 Nm³/h 未満 排出ガス量1万~4万 Nm³/h 排出ガス量4万~20万 Nm³/h 排出ガス量20万 Nm²/h 以上	0. 30 0. 25 0. 15 0. 05	既設は当分の間 0.18 既設は当分の間 0.07		
	ボイラー (紙パルプ製造に伴い発生す る黒液専焼及び液体混焼)	排出ガス量4万 Nm³/h 未満 排出ガス量4万~20 万 Nm³/h 排出ガス量20 万 Nm³/h 以上	0. 30 0. 25 0. 15	既設は当分の間 0.35 既設は当分の間 0.35 既設は当分の間 0.20		
	ボイラー(その他)	排出ガス量4万 Nm³/h 未満	0.30	既設は当分の間 0.40		
9	焼成炉(石灰焼成炉のうち土中 釜以外)		0.30			
	焼成炉(耐火物製造用)	排出ガス量4万 Nm³/h 未満	0. 20			
	乾燥炉 (骨材)		0.50	2万 Nm³/h 未満の既設は当 分の間 0.60		
11	乾燥炉(その他)	排出ガス量4万 Nm³/h 未満	0.20	既設は当分の間 1万 Nm³/h 未満 0.35 1万~4万 Nm³/h 0.30		
13	廃棄物焼却炉	焼却能力2千 kg/h 未満 焼却能力2千~4千 kg/h 焼却能力2千 kg/h 以上	0. 15 0. 08 0. 04	既設は当分の間 0.25 既設は当分の間 0.15 既設は当分の間 0.08		
30	ディーゼル機関(重油換算 500/	1)	0. 10			
31	ガス機関 (重油換算 35l/h)		0.05	ま常用施設には当分の間 適用しなし		
32	ガソリン機関(重油換算 35l/h)		0.05	」 週内 いょし		

注) 1 「既設」は、昭和57年6月1日 (廃棄物焼却炉は平成10年7月1日) に現に設置しているもの。

<sup>2</sup> 廃棄物焼却炉において、「既設」については平成12年4月1日から施行する。

<sup>3</sup> 小型ボイラーのうちガス、軽質液体燃料(灯油、軽油、A重油)を専焼又は混焼するものについては当分の間適用しない。

資料 2-4 窒素酸化物の排出基準(抄)

令別表			排出基準 (ppm)					
<sub>下が衣</sub> 第1の	ばい煙発生施設	(排出ガス量)	48. 8. 9	48. 8. 10 <b>~</b>	50. 12. 10 <b>~</b>	52. 6. 18 <b>~</b>	54. 8. 10以降	
番号	160 产力工心的	<b>N</b> m³/h	までに	50.12.9まで	52.6.17まで	54.8.9までに	設置のもの	
ш -7			設置のもの	に設置のもの	に設置のもの	設置のもの	改造 <b>0</b> 7 0 07	
	ボ イ ラ 一 (ガス専焼)	1万未満		150				
		50 万				13	80	
		以上				10		
		10 万~						
		50 万	190	180				
		4万~	190	100		150		
1	ボ イ ラ 一 (液体燃焼)	10万						
		1万~	230					
		4万						
		5 <b>千</b> ~				180		
		1万				250		
				250	(52.6.18 ~ 180 9.9 設置のも		180	
		5千未満						
	14 15 1-		Q)					
9	焼 成 炉 (耐火物原料製造用)			45	50		400	
11	乾燥炉		250			230		
13	廃棄物焼却炉 ( 連 続 炉 )	4万未満	300 250			250		
13	廃棄物焼却炉 (連続炉以外のもの)	4万以上	_	_	_	25	50	

注) 小型ボイラーのうちガス、軽質液体燃料 (灯油、軽油、A重油) を専焼又は混焼するものについては当分の間適用しない。

### 資料 2-5 塩化水素の排出基準(抄)

ばい煙発生施設	規模	排出基準(mg/ <b>N</b> m³)
廃棄物焼却炉	火格子面積2㎡2以上、又は焼却能力200kg/h以上	700

### 資料 2-6 一般粉じん発生施設の構造基準(抄)

令別表第2 の番号	発生施設	規模	構 造 · 使 用 · 管 理		
2	鉱物又は土石の堆積場	面積 1000m²以上	<ul><li>・飛散しにくい構造の建築物内に設置</li><li>・散水設備による散水</li><li>・防じんカバー</li><li>・薬液の散布又は表層の締固め</li></ul>		
3	ベルトコンベア及び バケットコンベア(鉱物、 土石、セメント)	ベルト市 75cm 以上 又は、バケットの内 容積が 0.03m <sup>3</sup> 以上	・飛散しにくい構造の建築物内に設置 ・コンベアの積込、積降部にフード及び集じん機が設置され、 上記以外の部分に、散水設備又は、防じんカバーの設置 ・散水設備による散水 ・防じんカバーの設置		
4	破砕機及び摩砕機 (鉱物、岩石、セメント)	原動機の定格出力 75kw 以上	・飛散しにくい構造の建築物内に設置 ・フード及び集じん機の設置		
5	ふるい (鉱物、岩石、セメント)	原動機の定格出力 15kw 以上	・散水設備による散水 ・防じんカバーの設置		

# (2) 測定結果

(単位:ppm)

;	測定局	年度	年平均値	1時間値 を超えた その割合	が 0.1ppm 時間数と	日平均値だ を超えた の割合	が 0.04ppm 寺間数とそ	1時間値 の最高値	日平均値の 2%除外値	日平均値が 0.04ppm を超 えた日が2日	環境基準の 長期的評価
				時間	%	時間	%	の取らに	2 70以711世	以上連続した ことの有無	
		25	0.001	0	0	0	0	0.065	0.005	無	0
	T四1女士仁白1//白	24	0.001	0	0	0	0	0.052	0.004	無	0
	環境放射線 監視センター	23	0.001	0	0	0	0	0.068	0.004	無	0
		22	0.001	0	0	0	0	0.047	0.004	無	0
		21	0.001	0	0	0	0	0.052	0.005	無	0
鹿		25	0.001	0	0	0	0	0.076	0.005	無	0
児		24	0.003	0	0	0	0	0.080	0.007	無	0
島	寄田	23	0.003	0	0	0	0	0.031	0.006	無	0
_		22	0.003	0	0	0	0	0.056	0.006	無	0
県		21	0.002	0	0	0	0	0.069	0.006	無	0
		25	0.002	0	0	0	0	0.071	0.007	無	0
	薩摩川内	24	0.002	0	0	0	0	0.079	0.005	無	0
	測 定 局	23	0.001	0	0	0	0	0.069	0.004	無	0
	(自動車排ガス測定局)	22	0.001	0	0	0	0	0.067	0.004	無	0
		21	0.001	0	0	0	0	0.049	0.004	無	0
		25	0.003	0	0	0	0	0.064	0.007	無	0
	久 見 崎	24	0.003	0	0	0	0	0.042	0.006	無	0
		23	0.003	0	0	0	0	0.026	0.006	無	0
		22	0.003	0	0	0	0	0.027	0.007	無	0
		21	0.003	0	0	0	0	0.043	0.007	無	0
		25	0.003	0	0	0	0	0.063	0.007	無	0
		24	0.003	0	0	0	0	0.046	0.006	無	0
	水引	23	0.002	0	0	0	0	0.055	0.005	無	0
九		22	0.002	0	0	0	0	0.036	0.006	無	0
州		21	0.003	0	0	0	0	0.061	0.007	無	0
電		25	0.003	0	0	0	0	0.047	0.007	無	0
力		24	0.002	0	0	0	0	0.047	0.006	無	0
	西方	23	0.003	0	0	0	0	0.041	0.005	無	0
		22	0.003	0	0	0	0	0.047	0.006	無	0
		21	0.003	0	0	0	0	0.070	0.006	無	0
		25	0.002	0	0	0	0	0.057	0.006	無	0
		24	0.002	0	0	0	0	0.056	0.005	無	0
	高 城	23	0.002	0	0	0	0	0.047	0.005	無	0
		22	0.002	0	0	0	0	0.070	0.005	無	0
		21	0.002	0	0	0	0	0.055	0.005	無	0
Ð	環境 基準	1時間	値の1日平均	均値が 0	ِل 04ppm	以下であ	り、かつ	つ、1時間(	直が 0. 1 pp	m 以下	
環境基準の評価方法		の測定		した後の	最高値	(2%除	外値) を	を、環境基	準と比較す	)測定値がある: 「る。ただし、!	

[資料:鹿児島県環境保全課、九州電力(株)]

資料 2-8 二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>) 濃度の測定結果

(単位:ppm)

-	測定局		1 日亚柏萨 (000/萨)	1 時	間値	環境基準の
λ	則 正 同	年度	1日平均値(98%値)	年平均値	最高値	長期的評価
		25	0.013	0.006	0.066	0
		24	0. 013	0.006	0.068	0
	環境放射線 監視センター	23	0. 013	0.007	0.068	0
		22	0. 014	0. 007	0. 036	0
		21	0. 014	0.006	0. 035	0
<del></del>		25	0.005	0.002	0. 024	0
鹿児		24	0.004	0. 002	0. 011	0
島	寄田	23	0.005	0.002	0. 031	0
県		22	0.005	0. 002	0. 014	0
		21	0.005	0.002	0.016	0
		25	0. 018	0. 011	0. 045	0
	薩摩川内	24	0. 020	0. 012	0. 048	0
	測 定 局	23	0. 018	0. 010	0. 069	0
	(自動車排ガス測定局)	22	0. 020	0. 011	0. 043	0
		21	0. 019	0. 011	0.042	0
		25	0.003	0. 002	0. 021	0
九		24	0.003	0. 002	0. 018	0
州 電	高 城	23	0.005	0. 002	0. 015	0
カ カ		22	0.004	0. 003	0. 013	0
		21	0.004	0.002	0.016	0
玗	環境基準	1時間	値の1日平均値が 0.04pp	om から 0.06ppm まて	 ごのゾーン内又はそれ	1以下であること
環境	基準の評価方法		1日平均のうち、低い方 する。【長期的評価】	から 98%に相当する	らもの(98%値)を費	環境基準 (0.06ppm) と比較し

[資料:鹿児島県環境保全課、九州電力(株)]

資料 2-9 浮遊粒子状物質(SPM)濃度の測定結果

(単位:mg/m³)

	測定局	年度	1 時	間値	日平均値の	日平均値が 0.1mg/m³を 超えた日が2日以上連	環境基準の
	~		年平均値	最高値	2%除外值	続したことの有無	長期的評価
		25	0. 025	0. 169	0.058	無	0
	工四十字七七十百十七百	24	0. 023	0. 174	0.041	無	0
	環境放射線 監視センター	23	0. 023	0. 237	0.053	有	×
	血ルこ ン	22	0. 023	0. 139	0.063	無	0
		21	0. 027	0.669	0.055	無	0
鹿		25	0. 023	0. 172	0.053	無	0
児		24	0. 029	0. 566	0.053	無	0
	寄 田	23	0. 033	0. 342	0.061	有	×
島		22	0. 032	0. 373	0.063	無	0
県		21	0. 033	0. 727	0.062	無	0
		25	0.024	0. 123	0.054	無	0
	   薩摩川内	24	0. 023	0. 142	0.044	無	0
	測定局	23	0. 023	0. 271	0.054	有	×
	(自動車排ガス測定局)	22	0. 024	0. 215	0.066	無	0
		21	0. 027	0.804	0.056	無	0
		25	0. 021	0. 335	0.055	無	0
		24	0. 018	0. 234	0.041	無	0
	久 見 崎	23	0. 022	0. 277	0.055	有	×
		22	0. 020	0. 200	0.062	無	0
		21	0. 023	0.661	0.052	無	0
		25	0. 022	0. 222	0.055	無	0
		24	0. 019	0. 239	0.043	無	0
	水 引	23	0. 022	0. 223	0.053	有	×
九		22	0. 020	0. 192	0.059	無	0
州		21	0.024	0.664	0.051	無	0
電		25	0.020	0. 194	0.057	無	0
力		24	0. 019	0. 149	0.043	無	0
	西方	23	0. 020	0. 233	0.058	有	×
		22	0. 019	0. 173	0.063	無	0
		21	0. 023	0. 768	0. 055	無	0
		25	0.017	0. 187	0.056	無	0
		24	0. 015	0. 179	0. 035	無	0
	高 城	23	0. 016	0. 197	0.043	有	×
		22	0. 016	0. 166	0.049	無	0
		21	0. 019	0. 582	0.047	無	0
;	環 境 基 準	1時間	見値の1日平均	直が 0.10mg/m³	以下であり、かつ、	1時間値が 0.20mg/m³以	J下であること
環境	基準の評価方法	の測定	至値)を除外し	た後の最高値		らもの(365 日分の測定値 環境基準と比較する。た 3。【長期的評価】	

[資料:鹿児島県環境保全課、九州電力(株)]

(単位:ppm)[資料:鹿児島県環境保全課]

					11 / 2311 / 22 27 27 27 27 27 27 27 27 27 27 27 27				
	測定局	年度	1時間値		日平均値の 2%除外値	環境基準を超えた日が 2日以上連続したこと	環境基準の 短期的評価		
			年平均值	最高値	2 700小八百	の有無	VATANH JULIM		
		25	0.3	1.8	0. 5	無	0		
鹿	薩摩川内	24	0. 3	2.5	0.6	無	0		
児	測定局 (自動車排ガス測定局)	23	0.3	3. 7	0. 7	無	0		
島県		22	0.4	3. 1	0. 7	無	0		
>IX		21	0.4	2.7	0. 7	無	0		
		1時間	値の1日平均	値が 10ppm 以下	であり、かつ、壱	時間値の8時間平均値が	ぶ 20ppm 以下であるこ		
	環 境 基 準								
理控制進の証据士は		測定を	行った日につ	いての1日平均	値、8時間平均値	、又は各1時間値を環境	竟基準と比較して評価		
<b>琛</b> 児	環境基準の評価方法		。【短期的	評価】					

資料 2-11 光化学オキシダント(O<sub>x</sub>)濃度の測定結果

(単位:ppm)[資料:鹿児島県環境保全課]

		昼間(5~20時)の1時間値						
測定局	年度	左亚拉萨	目方法	0.06ppm を	超えた			
		年平均値	最 高 値	日 数	時 間			
	25	0.032	0.095	69	396			
鹿	24	0. 024	0. 087	17	81			
児 環境放射線 島 監視センター	23	0. 025	0.093	35	208			
1110	22	0. 032	0. 108	72	464			
県	21	0. 039	0. 141	132	1,011			
環 境 基 準	1時間	値が 0.06ppm 以下であ	ること	•				

資料 2-12 非メタン炭化水素濃度の測定結果

(単位:ppm)[資料:鹿児島県環境保全課]

				午前6日	持から9時まで	の3時間平均値	1	
	測 定 局	年度	年平均値	最高値・	0.20ppm0	き超えた	0.31ppm(	こを超えた
			4十均恒	取同胆	日数	割合(%)	日数	割合(%)
		25	0. 11	0. 22	7	1.9	0	0.0
	TER   ++ L + 1 / 4 +	24	0. 12	0.44	13	3.6	2	0.6
	環境放射線 監視センター	23	0. 10	1.04	8	2. 2	3	0.8
鹿		22	0. 10	0.35	8	2. 2	1	0.3
児		21	0. 10	0. 37	8	2. 2	2	0.5
島		25	0. 22	1.04	159	43. 9	54	14. 9
県	薩摩川内	24	0. 23	0. 97	145	39. 9	69	19. 0
	測 定 局 (自動車排がス測定局)	23	0. 23	0.87	194	53. 9	72	20.0
		22	0.32	0. 96	315	87. 5	160	44. 4
		21	0.38	0. 99	335	93. 1	197	54. 7
	指 針	午前6	6時から9時までの	) 3 時間平均値が (	). 20ppmC から	0.31ppmC の範囲	肌にあること	

資料 2-13 微小粒子状物質 (PM2.5) 濃度の測定結果

[資料:鹿児島県環境保全課]

測定局		年度	1年平均値	1日平均値の 98%値	1日平均値が 35μg/㎡を 超えた日数	測定日数	環境基準の 長期的評価
			$(\mu  \mathrm{g/m^3})$	$(\mu  \mathrm{g/m^3})$	(目)	(目)	
		25	20. 9	50. 1	32	363	×
鹿	薩摩川内	24	19. 0	38.8	16	365	×
児	(白動車排がス測定局)		_	<u> </u>	_	_	<u> </u>
島県			_	_	_	_	_
715		21	_	_	_	_	_
環境基準 1年平均値が15 μg以下であり、かつ、1日平均値が35 μg以下であるこ					35μg以下であること		
環境	基準の評価方法	1年間 する	間の測定を通じ 【長期的評価		平均値、1日平均値	直のうち 98%に相当する	ら値を環境基準と比較

資料 2-14 有害大気汚染物質濃度の測定結果(年平均値)

[資料: 鹿児島県環境保全部	[資料	: 鹿!	児島	県環	境保:	全課	IJ
----------------	-----	------	----	----	-----	----	----

	測定局	年度	テトラクロロエチレン	トリクロロエチレン	ベンゼン	1,3-ブタジエン	アセトアルデヒド
	例 足 问		$\mu\mathrm{g/m^3}$	$\mu\mathrm{g/m^3}$	$\mu\mathrm{g/m^3}$	$\mu\mathrm{g/m^3}$	$\mu  \mathrm{g/m^3}$
		25	0.018	0.13	1. 0	0.14	2.0
鹿	薩摩川内	24	0.017	0.017	1.0	0. 15	2.0
児	測定局	23	0.026	0.023	1. 2	0. 17	2. 1
島	(自動車排ガス測定局)	22	0.030	0.022	1.3	0. 18	1. 5
県		21	0.028	0.029	1. 3	0. 20	1.8
	環境基準		200	200	3	_	_
	中中	年	ホルムアルデヒド	ベンゾ(a) ピレン	アクリロニトリル	塩化ビニルモノマー	ジクロロメタン
	測定局	年度	ホルムアルデヒド μ g/m³	ベンゾ(a) ピレン ng/m³	アクリロニトリル μg/m³	塩化ビニルモノマー $\mu\mathrm{g/m^3}$	ジクロロメタン μg/m³
	測定局						
鹿	測 定 局 薩摩川内	度	$\mu\mathrm{g/m^3}$	ng/m³	$\mu$ g/m $^3$	$\mu$ g/m $^3$	$\mu$ g/m $^3$
児		度 25	$\mu  \text{g/m}^3$	ng/m³ 0.17	$\mu  \text{g/m}^3$	$\mu  \text{g/m}^3$ 0.0071	$\mu$ g/m <sup>3</sup> 1. 4
児 島	薩摩川内	度 25 24	μg/m³ 1.8 2.0	ng/m³ 0.17 0.24	$\mu$ g/m <sup>3</sup> 0. 011 0. 013	μg/m³ 0.0071 0.055	$\mu{\rm g/m^3}$ 1.4 1.1
児	薩摩川内 測 定 局	度 25 24 23	μg/m³ 1.8 2.0 2.0	ng/m³ 0. 17 0. 24 0. 16	μg/m³ 0.011 0.013 0.023	μg/m³ 0.0071 0.055 0.035	μg/m³ 1.4 1.1 2.5

#### 資料 2-15 酸性雨の状況

pH (月平均値) [資料: 鹿児島県環境保全課]

測 定 局						平成 2	5 年度					
则 足 问	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11 月	12月	1月	2月	3月
環境保健センター	4 00	4 OE	4 10	4 4G	4 79	4 40	4 60	4 71	4 30	4 E4	4 02	4 40
(鹿児島市城南町)	4. 22	4. 25	4. 19	4. 46	4. 72	4. 48	4. 60	4. 71	4. 30	4. 54	4. 03	4. 49

### (3) 届出状況

#### 資料 2-16 ばい煙発生施設に係る届出数 [平成26年3月31日現在]

# ① 大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設(電気事業法に基づく施設を含む)

「資料・	鹿児島県環境保全課
[貝11]。	たして「日本リントンやった」というこ

令別表第1の項番号	施 設 名	施 設 数
1	ボイラー(伝熱面積 10m²以上又は燃焼能力 500/h 以上のもの)	81
9	焼成炉	58
10	反応炉	1
11	乾燥炉	11
13	廃棄物焼却炉	12
29	ガスタービン	8
30	ディーゼル機関	81
	施 設 合 計	252
	工場・事業場合計	93

### ② 鹿児島県公害防止条例に基づく特定施設

[資料:鹿児島県環境保全課]

施 設 名	施	設	数
ボイラー (伝熱面積 8㎡ 以上 10㎡ 未満でかつ燃焼能力 500/h 未満のもの)			41
工場・事業場合計			29

#### ③ 薩摩川内市環境保全条例に基づく要保全施設

〔平成26年4月1日現在〕

施設名	施	設	数
ボイラー (伝熱面積8㎡ 未満でかつ燃焼能力 500/h 未満のものであって、個々の伝熱面積の合計が8㎡ を超えるもの)			2
工場・事業場合計			1

## 資料 2-17 一般粉じん発生施設に係る届出数

[平成26年3月31日現在]

### ① 大気汚染防止法に基づく一般粉じん発生施設

	施 設 数
コークス炉(原料処理能力 50t/d 以上)	0
鉱物又は土石の堆積場(面積1,000m²以上)	40
ベルトコンベア及びバケットコンベア(ベルト幅75cm以上、バケットの内容積0.03m³以上)	30
破砕機及び摩砕機(定格出力 75kw 以上)	11
ふるい(定格出力 15kw 以上)	5
施 設 合 計	86
工場・事業場合計	22

[資料:鹿児島県環境保全課]

#### ② 鹿児島県公害防止条例に基づく特定施設

施 設 名	施 設 数
鉱物又は土石の堆積場 (面積 500m²以上 1,000m²未満のもの)	10
セメント運搬用ベルトコンベア (幅 60cm 以上 75cm 以下のもの)	0
動力打綿機及び製綿施設	6
木材チップ又は木粉の堆積場(面積300m²以上のもの)	7
チッパー (定格出力 2. 25kw 以上)	9
砕木機	1
施 設 合 計	33
工場・事業場合計	23

[資料:鹿児島県環境保全課]

### ③ 薩摩川内市環境保全条例に基づく要保全施設

〔平成26年4月1日現在〕

	施 設 名	施 設 数		
鉱物又は土石の堆積場	· (面積 300m²以上 500m² 未満のもの)	1		
	鉱物又は土石用 (幅 30cm以上75cm 未満のもの)	66		
ベルトコンベア	セメント運搬用 (幅 30cm 以上 60cm 未満のもの)	0		
木材チップ又は木粉の	0			
木材チップ吐出施設(	2			
製材用帯のこ盤及び丸	22			
施設合計				
	工場・事業場合計	16		